

## 条 例

地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第十三号

地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例  
(法第十九条の二第四項の条例で定める額)

第一条 県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の理事長、副理事長、理事若しくは監事又は会計監査人(以下この条において「役員等」という。)の当該地方独立行政法人に対する損害を賠償する責任に係る同法第十九条の二第四項の条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)第三条の二第一項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- 一 理事長又は副理事長 六
- 二 理事 四
- 三 監事又は会計監査人 二  
(委任)

第二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。